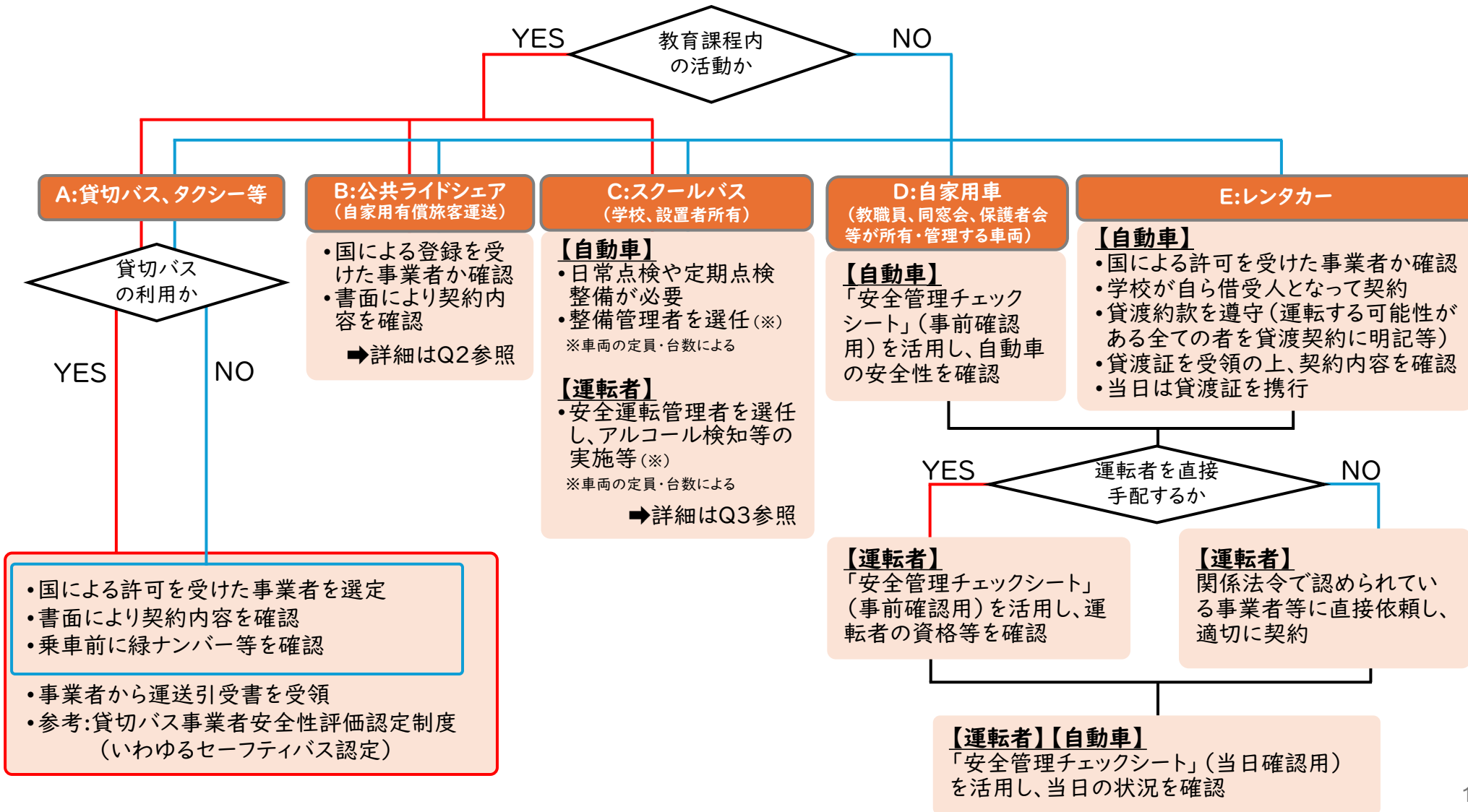


- 適切な移動手段を検討の上、次頁以降に示すQ&Aも参照し、各移動手段に応じた留意点を踏まえて対応すること。
- 引率計画において書面等により管理職の承認を事前に得ること。

移動手段の検討の流れ

※このほか、公共交通機関の利用が可能な場合、その利用も検討すること



学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 Q&A (学校用) ①

Q.1 貸切バス、タクシー等を利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.1 以下の4点について留意が必要です。

- 事業者の選定に当たっては、法令に基づく国による許可又は登録等を受けた事業者であることを確認すること
- 書面により契約内容(契約主体、内容等)を確認すること
特に、貸切バスの場合は、事業者から運送引受書を受領すること
- 乗車前にナンバープレートの色(いわゆる緑ナンバー)等を確認すること
- 貸切バス事業者安全性評価認定制度(いわゆるセーフティバス認定)を参考とすること

Q.2 公共ライドシェア(自家用有償旅客輸送)を利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.2 以下の2点について留意が必要です。

- 法令に基づく国による登録を受けた事業者であることを確認すること
- 書面により契約内容(契約主体、内容等)を確認すること

Q.3 学校や設置者が所有するスクールバスを利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.3 車両の管理に当たっては、以下の2点について留意が必要です。

- 日常点検整備(ブレーキ機能、タイヤの損傷の有無、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量等を走行前に確認)や定期点検整備(12ヵ月点検、24ヵ月点検等)などを行う必要
- 定員11~29人以下のバスを2台以上、定員30人以上のバスを1台以上所有している場合は、整備管理者の選任が必要

また、運転者の手配・管理に当たっては、以下の2点について留意が必要です。

- 適切な運転免許の保有や過労運転等の禁止等
- 安全運転管理者を選任し、運行計画の作成、点呼による運転者の疲労等の確認、アルコール検知等の実施

※定員11名以上の自動車を所有している等の場合

学校教育等に関する移動の安全確保のための対策 Q&A (学校用) ②

Q.4 自家用車(教職員、同窓会、保護者会等が所有・管理する車両)を利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.4 自動車については、「安全管理チェックシート」に基づく確認を行い、管理職に提出しましょう。

また、運転者の手配・管理に当たっては、A.6を参照してください。

Q.5 レンタカーを利用する際は、どのようなことに留意すればよいですか。

A.5 車両の手配・管理に当たっては、以下の4点について留意が必要です。

- 法令に基づく国による許可を受けた事業者であることを確認すること
- 学校が自ら借受人となってレンタカー事業者と契約を行うこと
- 運転の可能性のある全ての者を貸渡契約に明記し、運転者の変更がある場合は予めレンタカー事業者の承諾を得るなど、貸渡約款を遵守すること
- レンタカー事業者から貸渡証を受領の上、契約内容を確認し、当日携行すること

また、運転者の手配・管理に当たっては、A.6を参照してください。

Q.6 運転者の手配については、どのようなことに留意すればよいですか。

A.6 以下の3点について留意が必要です。

- 学校は、自らの責任で、運転者を直接手配すること又は関係法令で認められている事業者等に直接依頼し、適切に契約すること
- 学校は、手配する運転者について、「安全管理チェックシート」に基づき、使用予定の自動車に応じた適切かつ有効な運転免許を保持していることや、事故歴・交通違反歴等の懸念事項がないことを事前に確認すること
- 運転者の適性把握等に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)による適性診断を活用することも考えられること

Q.7 生徒を引率する場合、教職員がバス等に同乗すべきですか。

A.7 児童生徒の発達段階も踏まえつつ、自動車に教職員等(部活動等の場合は部活動指導員、保護者等の学校関係者も含む。)が同乗することが望ましいことを踏まえて、学校は必要な教職員等の配置計画を立て、適切に配置することが重要です。